

償却資産の申告は1月31日まで

令和2年1月1日現在で、工場や商店などの事業に使用することができる機械、装置、工具などの償却資産は、令和2年度分固定資産税の対象です。

償却資産を所有する事業者には、12月中旬に申告用紙を送付しますので、1月31日（金）までに、市役所1階の税務課または新里・黒保根支所市民生活課へ申告してください。

また、インターネットを利用して地方税の手続きができるeLTAXでも申告できます。

問い合わせ＝税務課家屋担当（☎内線233）

国民健康保険税額確認書を発行しています

年末調整や確定申告で国民健康保険税の納付額が分かる書類が必要な人は、手数料無料の国民健康保険税額確認書を申請してください。なお、領収書の再発行や、納付額を電話で回答することはできません。

時間＝午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）※税証明コーナーは午後6時30分まで

申請場所＝市役所1階の税証明コーナー、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館

問い合わせ＝納税課納税管理担当（☎内線235）

消費税の確定申告が必要な人へ

消費税の確定申告書作成には、令和元年10月1日以降、取り引きの売上げや仕入れなどを税率（軽減税率8%・標準税率10%）ごとに区分して記帳するなどの、経理（区分経理）を行った帳簿が必要です。

また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要です。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

消費税に関する情報は、国税庁ホームページをご確認ください。

問い合わせ＝桐生税務署（☎22-3121自動音声に従い「2」を選択）

市税の納期内納付にご協力ください

市税は、市の健全な財政運営を行ううえで大切な自主財源です。納期内納付にご協力ください。

▶市税の納付方法

窓口納付＝市役所1階の納税課、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館、金融機関、郵便局

口座振替＝納期限日に振替となるため、納め忘れがなく便利で確実な納付方法です。

コンビニ納付＝お近くのコンビニエンスストアに納付書をお持ちください。

ペイジー納付＝インターネットバンキングとペイジー対応のATM

詳しくは、市ホームページでご確認ください。

▶市税を滞納すると

市税の納付が納期限を過ぎた際に発生した延滞金は、本税と同様に納付いただく必要があります。なお、督促に応じず納付しない場合、給与や預貯金などを差し押さえることもあります。

市税の納期内納付が困難な場合は、納税課へご連絡ください。

問い合わせ＝納税課納税担当（☎内線239）

確定申告に便利なID・パスワードを取得しましょう

イータックス
e-Tax用のID・パスワードを利用して、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxで申告することができます。マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでなくても、自宅のパソコンやスマートフォンで申告できます。また、市役所で確定申告を行う場合でも、IDを取得している人は、印の省略や還付までの期間が短縮できます。

ID・パスワードの取得を希望する人は、運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類を持参のうえ、12月中に税務署で手続きをしてください。

なお、ID・パスワード方式は暫定的な対応のため、早めにマイナンバーカードを取得してください。

マイナンバーカードとICカードリーダーライター、またはマイナンバー対応のスマートフォンを持っている人は「マイナンバーカード方式」でe-Taxが利用できます。

問い合わせ＝桐生税務署（☎22-3121自動音声に従い「2」を選択）

桐生市総合教育会議

「総合教育会議」は、市長と教育委員会で構成され、教育行政の大綱の策定、教育条件の整備など重点的に講ずべき施策などについて協議・調整を行う会議です。

令和元年度第1回会議を開催します。協議事項は、「次期桐生市教育大綱について」と「今後の重点的に講ずべき施策などについて」です。

傍聴を希望する人には、午後3時から3時15分まで、市役所3階の特別会議室で受け付けを行っています。会議は原則公開ですが、内容によっては一部非公開とする場合があります。また、希望者多数の場合は、入場を制限する場合があります。

期日＝12月9日（月）

時間＝午後3時30分から

場所＝特別会議室

問い合わせ＝企画課企画担当（☎内線577）

令和2年4月1日採用 桐生市職員採用試験上級土木・ 上級建築・上級電気（2次募集）

試験期日＝1月12日（日）

試験場所＝桐生市役所

職種・採用予定人数

上級土木、上級建築、上級電気…各1人

試験内容＝大学卒業程度の教養試験、専門試験、適性検査

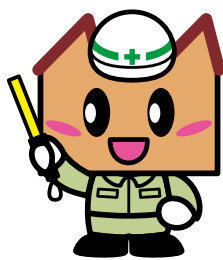
対象＝平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人。なお、9月22日（日）に実施した上級土木・

上級建築・上級電気採用試験を受験した人は、同一の職種は受験できません。

申し込み＝12月24日（火）まで（土・日曜日を除く）に、直接（午前8時30分から午後5時15分まで）または郵送（必着）で、人事課（市役所3階、〒376-8501桐生市役所）へ。

試験案内と申込用紙は、市役所3階の人事課、市役所1階の総合案内所、新里・黒保根支所、各公民館、市ホームページにあります。なお、第1次試験合格者に対する第2次試験は1月26日（日）を予定しています。

問い合わせ＝人事課人事担当（☎内線542）



キノピー

中小企業・小規模企業経営 後継者向けゼミナール受講者募集

地域企業の後継者・次世代トップリーダーが信頼される経営者・経営幹部へと成長することを支援するため、中小企業基盤整備機構と共催で事業承継・後継者育成ゼミナール（全3日間）を開催します。

ゼミナールのねらい

▶自社の経営理念・経営ビジョンや内部・外部環境など経営の全体像と現状を把握します。

▶自社の経営革新を実現するための経営戦略と今後の自身の行動目標を策定し、将来につなぐ自社の事業について考えます。

期日・時間

1月31日（金）…午前9時10分～午後4時30分

2月14日（金）…午前9時30分～午後4時30分

2月28日（金）…午前9時30分～午後4時40分

場所＝桐生商工会議所（錦町三丁目）

対象＝中小企業・小規模企業の経営後継者、経営後継者候補、経営幹部、管理者

募集人数＝15人（先着順）

費用＝2万9,000円※市内の中小企業・小規模事業者が受講した場合は、「桐生市中小企業人材養成事業補助金」により、研修費用の一部を助成します。

申し込み＝所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ（042-590-2685）または郵送で中小企業大学校東京校企業研修課（〒207-8515東京都東大和市桜が丘2-137-5）に提出してください。申込用紙は中小企業大学校東京校ホームページのほか、市役所3階の産業政策課、桐生商工会議所、桐生信用金庫にあります。

問い合わせ＝産業政策課産業政策係（☎内線582）

年金受給者が死亡したら 届け出を

年金受給者が死亡したときは、14日以内に「年金受給権者死亡届」を桐生年金事務所へ提出してください。なお、国民年金のみを受給していた場合は、市役所1階の市民課または新里・黒保根支所市民生活課で手続きができます。また、死亡時に年金受給者と生計をともにしていた遺族は、死亡した月分までの未支給年金を請求できる場合がありますので、ご相談ください。

問い合わせ＝市民課年金係（☎内線273）、桐生年金事務所（☎44-2311）

介護予防サービスで 生活機能の改善をしましょう



将来、介護が必要な状態にならないように、保健・医療の専門職が行う、生活機能の改善・維持を目的とした短期集中型の介護予防サービス（桐生市通所型サービスC事業）を提供します。

対象＝要支援1・2の人、基本チェックリストを実施し該当となった事業対象者

※基本チェックリストは、市役所1階の長寿支援課、新里・黒保根支所市民生活課、各地域包括支援センターで実施できます。

募集人数＝各プログラム20人

費用＝介護保険負担割合証に応じて、1回につき事業費（3,500円）の自己負担分（1～3割）

申し込み＝担当ケアマネージャーに相談のうえ、ケアプランと申請書を市役所1階の長寿支援課に提出してください。

問い合わせ＝長寿支援課長寿支援係（☎内線557）

複合型プログラム

理学療法士や管理栄養士などが、運動・栄養・口腔^{くわう}についての講話や実習を行います。※送迎あり（送迎範囲については要相談）

期日＝1月9日から3月26日までの毎週木曜日

時間＝午前10時から

場所＝新里総合センター

実施事業所＝医療法人社団にいさと会介護老人保健施設さくら苑

運動器の機能向上プログラム

機能訓練指導員認定柔道整復師などの指導により、ストレッチ体操や筋力向上のための運動を行います。※送迎については要相談

期日＝1月14日から3月24日までの毎週火曜日（祝日を除く）

時間＝午後1時30分から

場所＝青年の家柔道場

実施事業所＝桐生・みどり市柔道整復師会

国民健康保険の加入者が 交通事故などに遭ったときは 届け出を

交通事故などの第三者行為により負傷した際の治療費は、原則として加害者が過失割合に応じて負担すべきものです。

国民健康保険（国保）を使って治療することも

できますが、この場合、国保が治療費を一時的に立て替えていることとなります。後日、国保が加害者に対し、保険給付した費用を請求するため、必ず「第三者行為傷病届」などを医療保険課、新里・黒保根支所市民生活課へ提出してください。

届け出用紙は、市役所1階の医療保険課、新里・黒保根支所市民生活課、市ホームページにあります。

問い合わせ＝医療保険課国保係（☎内線258）



口から健康プログラム 12月中に申し込みを

歯科医院で集中的な個別プログラムを実施し、自宅でも実践できる、口の働きを維持するための知識と技術を身につけます。事前にチェックシートで口の状態を確認します。

プログラムの実施にはおおむね3か月かかるため、12月中に登録歯科医院で申し込みを済ませてください。広報きりゅう5月号8ページに、登録歯科一覧が掲載されていますのでご確認ください。

対象＝市内に居住する65歳以上の人のうちチェックシートで1項目以上に該当した人

回数＝1コース4回、おおむね3か月で終了

申し込み＝登録歯科医院にあるチェックシートに記入し、該当した場合は予約してください。なお、チェックシートは長寿支援課（市役所1階）、健康づくり課（保健福祉会館内）、新里・黒保根支所、各地域包括支援センター、市ホームページにもあります。

問い合わせ＝長寿支援課長寿支援係（☎内線557）



都市計画変更案の縦覧

次の都市計画案が縦覧できます。

- ①区域マスタープランの変更（群馬県決定）
- ②区域区分の変更（群馬県決定）…相生町二丁目山廻地区
- ③用途地域の変更（桐生市決定）…相生町二丁目山廻地区、桐生大橋線沿道地区外2地区
- ④都市計画道路の変更（群馬県決定）…3・6・35号新桐生南線
- ⑤都市計画道路の変更（桐生市決定）…3・4・15号新桐生駅西線外8路線

期間＝12月6日（金）～20日（金）※土・日曜日を除く

時間＝午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所＝都市計画課（市役所5階）※①・②・④は県都市計画課、桐生土木事務所（相生町二丁目）でも縦覧できます。

意見の提出＝意見のある人は、12月20日（金）までに、住所、氏名、意見を明記した意見書（400字詰め原稿用紙1枚程度・様式自由）を、直接または郵送で縦覧場所へ。

問い合わせ

- ①・②・④…県都市計画課（☎027 - 226 - 3654）
- ③・⑤…都市計画課計画係（☎内線744）

その土砂搬入、安全ですか 不適正な土砂の搬入にご注意を

搬入される土砂の安全性を確保することを目的に、平成14年から「桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行しています。



お住まいの地域で、不適正と思われる土砂の搬入を目撃した際には、速やかに市役所または警察へ通報してください。

事業者の皆さんへ

面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満の土砂搬入や、小さな面積でも容積が1,000立方メートル以上の土砂搬入を行おうとするときは、原則として市長の許可が必要です。

問い合わせ＝環境課環境保全係（☎内線313）

思いやり駐車場利用証制度

公共施設や商業施設などに設置されている車いす利用者用駐車施設の適正利用を推進するため、群馬県が実施をしている制度です。

利用できる駐車場には群馬県と協定を結んだ施設の駐車場で、思いやり駐車場のステッカーなどの表示があります。



対象

- ・障がいのある人で交付基準に該当する人
- ・介護保険の要介護状態区分が要介護1～5の認定を受けている人
- ・特定疾患医療または特定医療費（指定難病）を受給している人
- ・妊娠7か月から産後6か月の妊産婦の人

必要書類＝障害者手帳、介護保険被保険者証、特定疾患医療・特定医療費（指定難病）受給者証、母子手帳

申し込み＝直接、福祉課・長寿支援課（市役所1階）、健康づくり課（保健福祉会館内）、新里・黒保根支所市民生活課、桐生保健福祉事務所（相生町二丁目）、桐生市社会福祉協議会（総合福祉センター内）へ。

問い合わせ＝福祉課障害福祉係（☎内線259）

登録型本人通知制度を ご存じですか

登録型本人通知制度は、事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを、本人の代理人や第三者に交付したことを通知する制度です。委任状の偽造など、不正請求や事実関係を確認できます。

通知内容＝証明書の交付年月日、種類、通数、交付請求者（代理人または第三者）の種別

対象＝市内に住民票または本籍がある人（除かれた人も含む）

申し込み＝本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）を持参し、市役所1階の市民課へ。

登録期間＝登録日から3年間

問い合わせ＝市民課住民係（☎内線245）